

駐車監視員資格者講習実施要領の制定について（例規）

（制定：平成17年6月1日 交指第43号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する事務取扱規程（平成17年和歌山県警察本部訓令第27号。以下「訓令」という。）第9条第3項の規定により、駐車監視員資格者講習実施要領を別記のとおり定め、平成17年6月1日から施行することとしたので、適正に運用されたい。

別記

駐車監視員資格者講習実施要領

第1 趣旨

この要領は、訓令第9条第3項の規定に基づき、駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 講習

1 講習責任者の指定

交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は、講習の円滑かつ効率的な運用を図るため、原則として、所属する警部以上の階級にある警察官の中から講習責任者を指定するものとする。

2 講習責任者の任務

講習責任者は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 講習計画の作成に関すること。
- (2) 講習の実施の管理に関すること。
- (3) 修了考査の可否の判定に関すること。
- (4) 警察庁及び他の都道府県警察との連絡調整に関すること。

3 講師の選任

交通指導課長は、6の講習細目に応じて、知識、経験及び教育能力において十分な適格性を有する者を講師として自所属から選任するものとする。

4 講習補助員

交通指導課長は、講習における資料の配布、視聴覚機材の設置及び操作、受講者の対応その他講習を補助させるため、講習補助員を置くことができる。

5 講習環境の整備

講習における1クラスは、講習効果が上がるような適正な人数で編成し、人数が多いときは、会場規模及び講習人員に応じた必要な視聴覚機材等を設置又は増設するほか、講習補助員を増員配置し、講習効果に大きな差が生じないように配意するものとする。

6 講習計画の作成等

講習責任者は、講習実施予定期日の1か月前までに、所要時間、講師の氏名、講習補助員の人数、使用する教材、設置すべき視聴覚教材の種類・数等を示した講習計画を策定するものとする。この場合において、講習細目、講習時間の配分等は、駐車監視員資格者講習教授細目基準（別表第1）によること。

第3 修了考査

1 修了考査の実施

受講者の修了考査は、次により行うものとする。

- (1) 修了考査は、原則として講習のすべての課程に出席した者について実施する。ただし、交通指導課長は、当該講習のおおむね7分の5以上に出席した者で、残りの課程に出席できなかったことについて、病気、交通途絶その他社会の慣習等からやむを得ない事情がある者については、修了考査の受検を認めることができる。
- (2) 修了考査は、2日間（14時間）の講習課程修了からおおむね1週間後に実施する。
- (3) 修了考査の出題の配分は、駐車監視員資格者講習における修了考査の出題配分基準（別表第2）によるものとし、配点は1問につき2点とする。

2 実施上の留意事項

- (1) 修了考査の問題は、講習責任者が保管するものとし、関係者以外の者には閲覧させないよう、その取扱いには十分に注意すること。
- (2) 修了考査において配布した出題用紙は、確実に回収し、裁断等の方法により処分するなど散逸防止を徹底すること。

3 合格の取消し

交通指導課長は、修了考査において不正行為をし、又は不正な手段により合格した者があるときは、その合格を取り消し、これを当該受講者に通知するものとする。

また、修了証明書を交付しているときは、これを返納させ、駐車監視員資格者交付台帳（訓令別記様式20号）にその旨記載するものとする。

別表第1

駐車監視員資格者講習教授細目基準

【第一日目】

日	項 目	細 目	時 間	教授目標
第一日	交通警察総説	駐車問題と交通警察	1 時間	駐車問題を始めとする道路交通を取り巻く諸問題について、道路交通の現状、交通事故の現況、駐車問題の現状等を説明し、これに対処する交通警察の在り方を理解させる。
				これまでの交通警察による総合的な駐車対策について、具体的事例を挙げて説明し、理解させる。
		交通警察の基礎知識		警察の責務と組織概要、交通警察の目的、交通安全対策の概要、道路交通法の目的と主な内容、道路交通関係行政等について説明し、交通警察の基礎知識を理解させる
	駐車対策法制及び駐車監視員制度	違法駐車取締りと確認事務の民間委託のための仕組み	2 時間	交通反則通告制度等の運転者責任の追及及び放置違反金納付命令等の使用者責任追及のための手続等について説明し、その仕組みを理解させる。 確認事務の委託の制度について説明し、理解させる。
		駐車監視員制度の概要		駐車監視員の仕事、駐車監視員資格者制度設置、その義務等について説明し、駐車監視員資格者制度を理解させる。
	放置車両の確認事務に必要な基礎知識(1)	道路の基礎知識	2 時間	道路の意義、分類等について説明し、理解させる。
		車両の基礎知識		車両の意義、分類等について説明し、理解させる。

				車両の番号標の意味、識別方法等について説明し、理解させる。
		交通規制の基礎知識		交通規制の意義、主体、方法、効力発生要件等について説明し、理解させる。
	放置車両の確認事務に必要な基礎知識(2)～前半	放置車両の意義	2 時間	駐車監視員が確認することになる「放置車両」について、その意義、要件、種類等について説明し理解させる。
		駐車に関する道路交通法の規制		駐停車又は駐車を禁止する場所における違反、駐車の方法違反、時間制限駐車区間における違反等について、その規制、成立要件等を図表等を用いて具体的に説明し、理解させる
				駐車禁止除外指定車等について説明し、理解させる。
小 計			7 時間	

【第二日目】

日	講習項目	教授細目	時 間	教授目標
第二日	放置車両の確認事務に必要な基礎知識(2)～後半	放置車両の意義	2 時間	駐車監視員が確認することになる「放置車両」についてその意義、要件、種類等について説明し、理解させる。
		駐車に関する道路交通法の規制		駐停車又は駐車を禁止する場所における違反、駐車の方法違反、時間制限駐車区間における違反等について、その規制及び成立要件等を図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。
				駐車禁止除外指定車等について説明し、理解させる。
	放置車両の確認等の実施要領等	放置車両の確認等の実施要領等	4 時間	駐車監視員による放置車両の確認と標章取付けの実施要領について具体的に説明し、駐車監視員が行う事務について理解させる。
				放置駐車確認時における相勤者との連携による交通安全確認要領等受傷事故防止について説明し、理解さ

				せる。
		放置車両確認時の留意事項		個々の違反種別・違反態様ごとの確認事項、入力事項及び確認時の留意事項について図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。
		誤りやすい違反種別の認定要領		各種違反態様の想定事例に基づき放置車両の確認を行うに際して、誤りやすい違反種別の認定要領を具体的に説明し、理解させる。
	基本的心構え及び職務倫理	駐車監視員の責任	1 時間	駐車監視員に係る秘密保持義務、みなし公務員制度について説明するとともに、駐車監視員の仕事の社会的意義を説明して、その責任等について理解させる。
小 計			7 時間	

【第三日目】（第二日目からおおむね一週間後）

日	講習項目	教授細目	時 間	教授目標
第三日	修了考査	筆記試験 (正誤式 50 問)	1 時間	講習終了 1 週間後に修了考査を実施して履修状況を考査することは、受講者に講習内容を復習する期間を与え、より講習効果を高めることを目的とする。 (合格基準 90%)
小 計			1 時間	

※ 講習時間合計 3 日間 (15 時間)

別表第 2

駐車監視員資格者講習における修了考査の出題配分基準

講 習 項 目	講 習 細 目	出題基準
1 交通警察総説	駐車問題と交通警察	3
	交通警察の基礎知識	
2 駐車対策法制及び駐車監視員制度の概要	違法駐車取締りと確認事務の民間委託のための仕組み	4
	駐車監視員制度の概要	3
3 放置車両の確認に必要な基礎	道路の基礎知識	2

知識(1)	車両の基礎知識	2
	交通規制の基礎知識	2
4 放置車両の確認に必要な基礎知識(2)	放置車両の意義	3
	駐車に関する道路交通法の規制	10
5 放置車両の確認等の実施要領等	放置車両の確認等の実施要領等	4
	受傷事故防止	1
	放置車両確認時の留意事項	10
	誤りやすい違反種別の認定要領	4
6 基本的心構え及び職務倫理	駐車監視員の責任	2
出 題 合 計		50